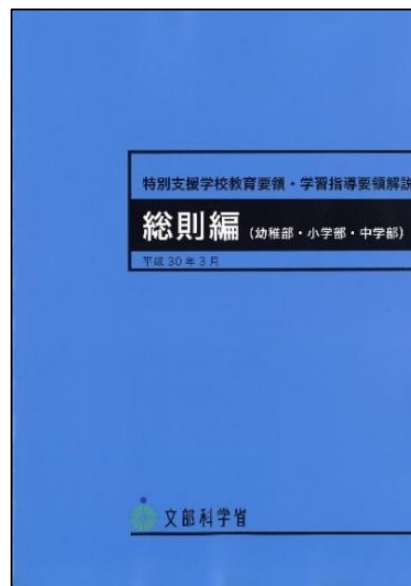
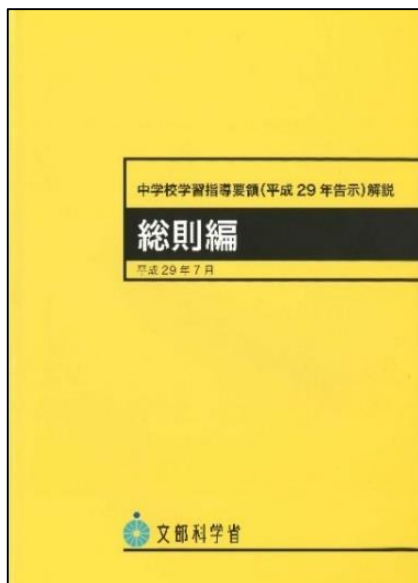
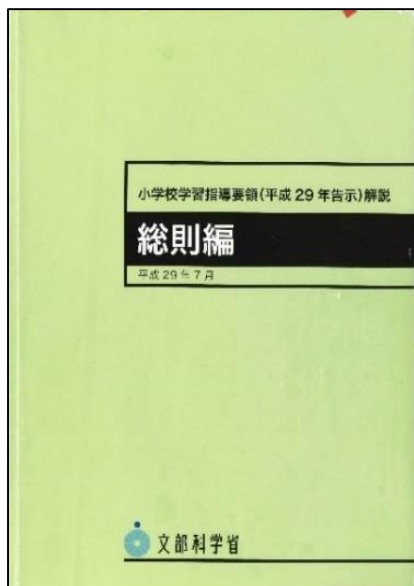


特別支援学級に在籍する児童生徒の 教育課程の編成について②

<知的障がい者である児童生徒に対する教育を
行う特別支援学校の教育課程について>

*資料中「障がい」を「障害」と漢字表記にしている箇所は、
引用の法令等の表記に合わせています。





特別支援学校
幼稚部教育要領
小学部・中学部
学習指導要領

解説

「総則編」
「各教科等編」
「自立活動編」

附3.12.9 特別支援学級の教育課程に係る管理職対象説明会

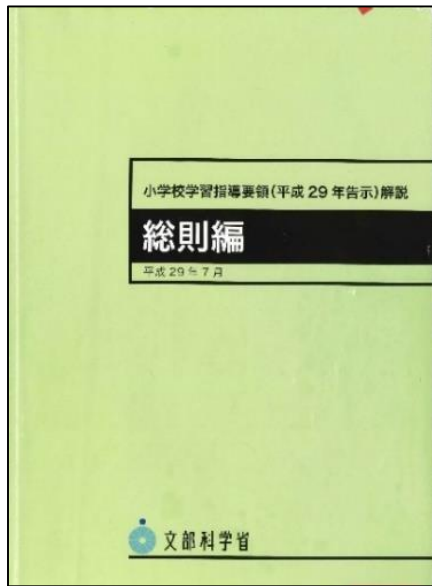
小・中学校等特別支援学級における
教育課程の編成について

島根県教育庁特別支援教育課

各学校に教育課程説明会資料(令和3年12月実施)があります。管理職、教務主任に確認してみてください。

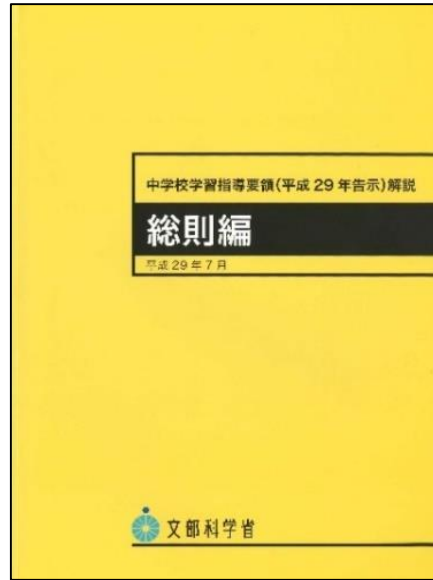
その他(ホームページ)
島根県教育委員会【特別支援教育課】
島根県教育センター【特別支援教育のページ】





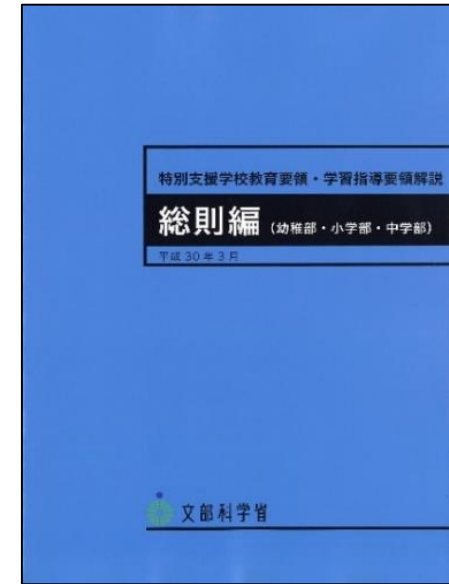
小学校
学習指導要領

小学校CS



中学校
学習指導要領

中学校CS



特別支援学校
学習指導要領

知的障がい者である
児童生徒に対する教育
を行う特別支援学校
に適用される規定

特支CS知的

CS=course of study



知的障がいのある児童生徒の学習上の特性

- ・学習によって得た知識が断片的になりやすく、実際の生活の中で活かすことが難しい。
- ・成功体験が少ないことなどにより、主体的に活動に取り組む意欲が十分に育っていないことが多い。



知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の指導の特徴

★実際の生活場面に即しながら、
繰り返して学習することにより、
必要な知識や技能等を身に付けられるようにする
継続的、段階的な指導が重要

一度身に付けた知識や技能等は
着実に実行されることが多い!

★抽象的な内容の指導よりも、**実際的な生活場面**の
中で、**具体的に思考や判断、表現**できるようにする
指導が効果的



知的障がいのある児童生徒の教育的対応の基本

職業教育の
重視

主体的な
活動の促し

実際のな
状況下での
指導

教材・教具、
補助具等の
工夫

多様な
生活経験

見通しの
もてる日課
や学習環境

豊富な
成功経験

段階的な
指導

自発的な
活動を大切に

生活に結び
ついた具体
的な活動を
学習活動の
中心に

興味や関心、
得意な面に
着目

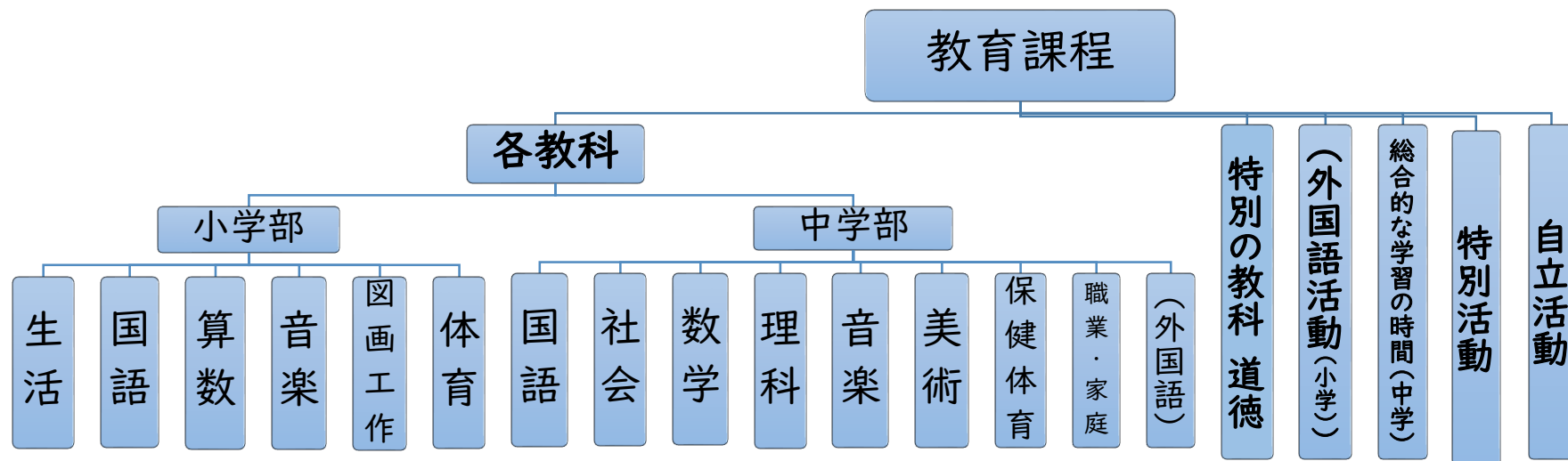
一人一人の
集団に
おける役割

発達の側面
に着目

生活年齢に
即した指導



知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う 特別支援学校の教育課程の一覧

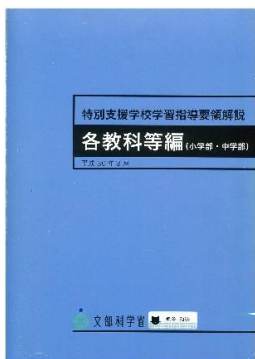


小学校や中学校の教育課程との違いがありますか？

- ①「～部」と示しています。
- ②小学部「生活科」と、小学校「生活科」は異なる教科です。
- ③中学部の「職業・家庭」と中学校の「技術・家庭」は、異なる教科です。
- ④小学部には、小学校生活科、社会、理科、家庭科、外国語科、総合的な学習の時間はありません。
- ⑤学年別ではなく、段階別に目標と内容が示してあります。
- ⑥特に必要がある場合は、各教科等を合わせた指導という指導の形態で授業をすることができます。



特別支援学校学習指導要領に記されている小学部3段階、 中学部2段階とは？



小・中学校の学習指導要領には、学年ごとに教科等の目標や内容が書いてあるのに、特別支援学校の学習指導要領には、学年が書いてないよ？



P22～

「段階」という示し方をしています。

各教科の内容は、学年別に示さず、小学部は3段階、中学部は2段階、高等部は2段階で示しています。これは、対象とする児童生徒の学力などが、同一学年ではあっても、知的障がいの状態や経験等が様々で、個人差が大きいためであり、段階を設けた方が、個々の児童生徒の実態に即し、各教科の内容を選択して指導しやすいからです。



知的障がい特別支援学校の各教科の段階の構成

P24~

特別支援学校学習指導要領解説
各教科等編(小学部・中学部)

文部科学省 P24~

小学部	1段階	主として知的障害の程度は比較的重く、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのにほぼ常時援助が必要である者を対象とした内容
	2段階	知的障害の程度は、1段階ではないが、他人との意思の疎通に困難があり、日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする者を対象とした内容
	3段階	知的障害の程度は、他人との意思の疎通や日常生活を営む際に困難さが見られる。適宜援助を必要とする者を対象とした内容
中学部	1段階	小学部3段階を踏まえ、生活年齢に応じながら、主として経験の積み重ねを重視するとともに、他人との意思の疎通や日常生活への適応に困難が大きい生徒にも配慮した内容
	2段階	中学部1段階を踏まえ、生徒の日常生活や社会生活及び将来の職業生活の基礎を育てることをねらいとする内容



知的障がい特別支援学校の各教科の構成とは

中学部〔数学〕

目標の一覧の構成

特別支援学校学習指導要領解説
各教科等編（P564～）

段階の目標		中学部1段階	中学部2段階
知識及び技能	A 数と計算	ア 3位数程度の整数や概念について理解し、数に対する感覚を豊かにするとともに、加法、減法及び乗法の意味や性質について理解し、これらを計算することについての技能を身につける。	ア …また、少数及び分数の意味や表し方について知り、数量とその関係を表したり読み取ったりすることができるようにすることについて技能を身につける。
	B 図形	ア	ア
思考力、判断力、表現力等	A 数と計算	イ 数とその表現や数の関係に着目し、	イ
	B 図形	ウ	ウ
学びに向かう力、人間性等	A 数と計算	ウ 数量に進んで関わり、数学的に表現・処理するとともに、…	ウ
	B 図形	ウ	ウ

知的障がいの特別支援学校も、教科ごとに、段階別で「目標」と「内容」が示されています。

この内容から、指導目標を設定していきます。



「各教科等を合わせた指導」とは

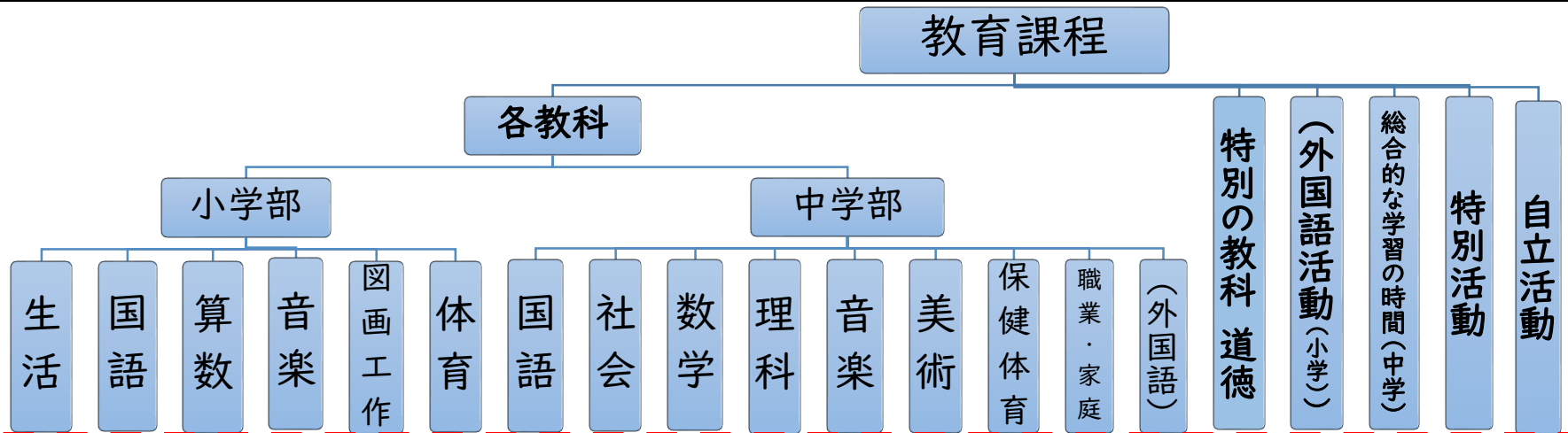
	総時数	0	0	
	名称	内 訳 (日課内容/時数)		総時数
上記時数の内数(合わせた指導)				



「合わせた指導」ってなんですか？

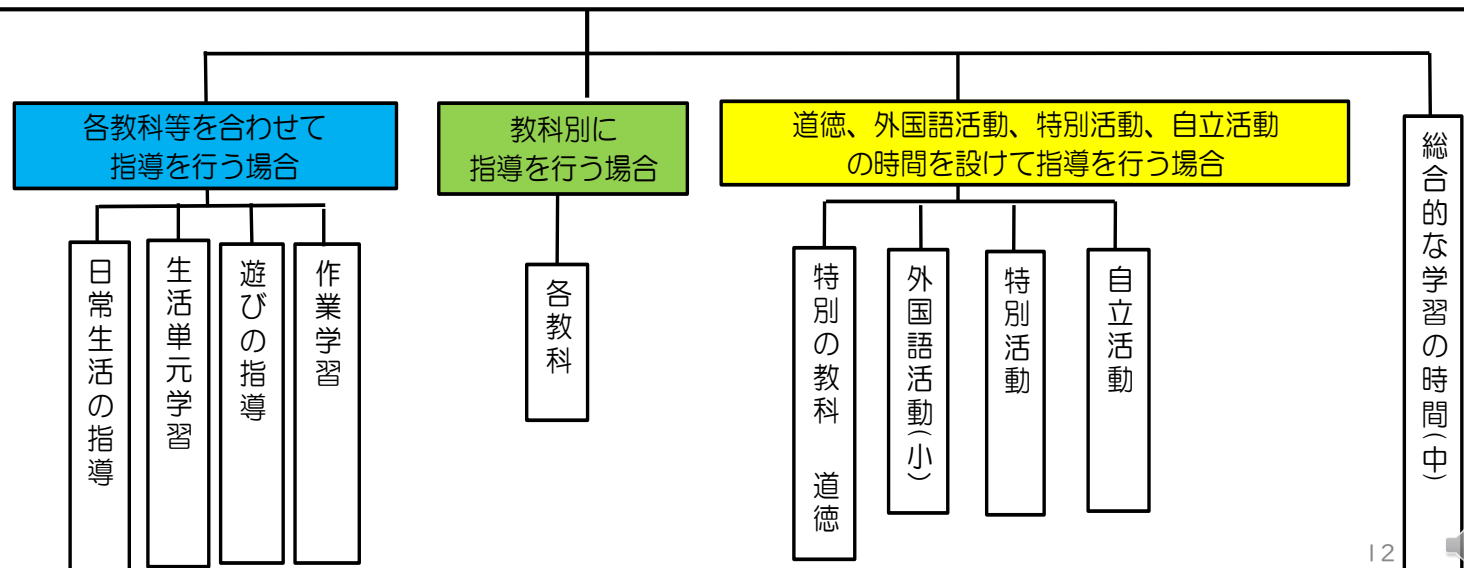


知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教育課程の特徴



《指導形態の分類》

指導内容を指導の形態ごとに再構成します。



知的障がい特別支援学校での教育課程の特徴

各教科等の目標を達成するために
合わせた方が効果的である場合には、
形態の工夫（再構成）ができる。



「各教科等を合わせた指導」とは

何を 合わせる？

→ 各教科、道徳科、外国語活動、
特別活動及び自立活動の全部
又は一部を合わせる

知的障がい特別支援学校の場合です。

学校教育法施行規則第130条第2項



なぜ「各教科等を合わせた指導」を行うのか？

★**実際の生活場面に即しながら**、
繰り返して学習することにより、
必要な知識や技能等を身に付けられるようにする
継続的、段階的な指導が重要

★抽象的な内容の指導よりも、**実際的な生活場面**の
中で、具体的に思考や判断、表現できるようにする
指導が効果的

知的障がいのある児童生徒の学習上の特性を
踏まえた効果的な指導方法である！



各教科等を合わせた指導

①生活単元学習

○児童生徒が生活上の目標を達成したり、課題を解決したりするために、一連の活動を組織的に経験することによって、自立的な生活に必要な事柄を実際的・総合的に学習するもの

- (1) 実際の生活から発展し、児童生徒の知的障がいの状態等や興味・関心などに応じたものであり、個人差の大きい集団にも適合するものであること。
- (2) 必要な知識・技能の獲得とともに、生活上の望ましい習慣・態度の形成を図るものであり、身に付けた内容が生活に生かされるものであること。
- (3) 児童生徒が目標をもち、見通しをもって、単元の活動に積極的に取り組むものであり、目標意識や課題意識を育てる活動をも含んだものであること。

③生活単元学習続き

- (4) 一人一人の児童生徒が力を発揮し、主体的に取り組むとともに、集団全体で単元の活動に共同して取り組めるものであること。
- (5) 各単元における児童生徒の目標あるいは課題の成就に必要なかつ十分な活動で組織され、その一連の単元の活動は、児童生徒の自然な生活としてのまとまりのあるものであること。
- (6) 豊かな内容を含む活動で組織され、児童生徒がいろいろな単元を通して多種多様な経験ができるよう計画されているものであること。

単元名	具体的な学習内容の例
〇〇ショップを開こう!	・制作したものを校内で販売したり、プレゼントしたりする
魚釣りをしよう!	・魚釣りに行く計画を立てる ・餌の買い方、行き先を調べる ・公共の交通機関の時刻表や代金を調べる
発表会をしよう!	・学習の成果を発表する練習をする ・招待状を書く
宿泊体験学習に行こう!	・宿泊先への行き方を調べる ・係の仕事決め ・しおり作り
畑で野菜を育てよう!	・栽培(種まき、植え付け、草取り、水やり) ・収穫祭の計画、準備 ・収穫したものを使って調理

各教科等を合わせた指導

②日常生活の指導

○児童生徒の日常生活が充実し、高まるように日常生活の諸活動を適切に指導するもの

- (1) 日常生活の自然の流れに沿い、その活動を実際的で必然性のある状況下で行うものであること。
- (2) 毎日反復して行い、望ましい生活習慣の形成を図るものであり、繰り返しながら、発展的に取り扱うものであること。
- (3) できつつあることや意欲的な面を考慮し、適切な援助を行うとともに、目標を達成していくために、段階的な指導ができるものであること。
- (4) 指導場面や集団の大きさなど、活動の特徴を踏まえ、個々の実態に即した効果的な指導ができるよう計画されているものであること。



各教科等を合わせた指導

②日常生活の指導 具体的な学習内容の例

生活の流れ	具体的な学習内容の例
登校	・あいさつをする ・靴を履きかえる
朝の支度	・持ち物を整理する ・着替えをする ・用便をする ・身だしなみの確認
朝の会	・係の仕事をする ・日付や天気の確認をする ・今日の予定を確認する ・健康観察をする
朝の運動	・ラジオ体操をする ・ランニングをする ・校外歩行をする
給食	・エプロンを身に付ける ・机をふく ・食事のマナー ・片づけ ・配膳をする(盛り付け、箸・ストロー配り等) ・食前食後のあいさつ
掃除	・ごみを拾う、捨てる ・箒で掃く ・雑巾がけをする
帰りの支度	・着替えをする ・持ち物をカバンに入れる
帰りの会	・一日を振り返る ・明日の予定を知る

各教科等を合わせた指導

③遊びの指導

主に小学部で実施

○遊びを学習活動の中心に据えて取り組み、身体活動を活発にし、仲間との関わりを促し、意欲的な活動をはぐくみ、心身の発達を促していくもの

- (1) 児童が、積極的に遊ぼうとする環境を設定するものであること。
- (2) 教師と児童、児童同士の関わりを促すことができるよう、場の設定、教師の対応、遊具等を工夫するものであること。
- (3) 身体活動が活発に展開できる遊びを多く取り入れるようにするものであること。
- (4) 遊びをできる限り制限することなく、児童の健康面や衛生面に配慮しつつ、安全に遊べる場や遊具を設定するものであること。
- (5) 自ら遊びに取り組むことが難しい児童には、遊びを促したり、遊びに誘ったりしていろいろな遊びが経験できるよう配慮して、遊びの楽しさを味わえるようにしていくものであること。

各教科等を合わせた指導

④作業学習

主に中学部で実施

○作業活動を学習活動の中心にしながら、生徒の働く意欲を培い、将来の職業生活や社会自立に必要な事柄を総合的に学習するものである。

- (1) 教育的価値の高い作業活動等を含み、それらの活動に取り組む喜びや感性の成就感が味わえること。
- (2) 地域性に立脚した特色をもつとともに、原料・材料が入手しやすく、永続性のある作業種を選定すること。
- (3) 実態に合った段階的な指導ができるものであること。
- (4) 知的障がいの状態等が多様な生徒が、共同で取り組める作業活動を含んでいること。

④作業学習 続き

- (5) 作業内容や作業場所が安全で衛生的、健康的であり、作業量や作業の形態、実習期間などに適切な配慮がなされていること。
- (6) 作業製品等の利用価値が高く、生産から消費への流れが理解されやすいものであること。

主な作業種及び内容の例

- ・農業（野菜、穀類、キノコ、野菜苗等）
- ・園芸（切り花、鉢植え、花苗等）
- ・木工（装飾品、家具、玩具等）
- ・窯業（食器、花器、置物等）
- ・織物（さをり織り、さき織り、指編み等）
- ・縫製（衣類、カバー類、刺繍等）
- ・調理（主食、副食、菓子類等）
- ・接客（カフェテリア等）
- ・食品加工（漬け物、乾物、ジャム等）
- など

特別の教育課程とは？

「小(中)学校学習指導要領 第1章 総則 第4の2の(1)のイ

1 自立活動を取り入れること

2 障がいの程度等を考慮の上、必要に応じて

ア 各教科の目標・内容を、
下学年の教科の目標・内容に替える。

イ 各教科を、知的障がい者である児童
生徒に対する教育を行う特別支援
学校の各教科に替える。

などして
実態に応じた
教育課程を
編成すること



知的障がい者である児童生徒の実態に応じた 各教科の目標設定に至る手続きの例

a 小(中)学校学習指導要領 第2章各教科

- ・当該学年の各教科の目標及び内容
- ・下学年の各教科の目標及び内容

b aの学習が困難又は不可能な場合

- ・特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の知的障がい者である児童生徒を教育する特別支援学校の各教科の目標及び内容取扱いの検討

c 卒業までにめざす資質能力を検討し、教育内容を見極める。

d 各教科の目標及び内容の系統性を踏まえ、教育課程を編成する。

各教科等の目標や内容を取り扱わなかったり、替えたりすることについては慎重に検討。その後の学習の在り方に影響。

保護者等に対する説明責任を果たしたり、理由を明らかにしたりしながら教育課程の編成を工夫することが大切。

「各教科を知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替える」場合には・・・

児童生徒が知的障がいを合わせ有しているのかどうか、慎重に判断しましょう。

医療や、専門家チームと相談を!



特別支援学級では？

特別支援学級の教育課程（教科等の部分）の検討にあたって

- ・一人一人、児童生徒の実態に応じて教育課程を編成します。

- ・教科ごとに検討していきます。

各教科等を合わせた指導を行う場合は・・・
合わせることができるのは
目標・内容が特支CS知的の教科のみ！



実際の教育課程の編成にあたっては…

- ★児童生徒一人一人の実態や教育的ニーズを丁寧に把握し、それに基づいた検討を行うことが必要
- ★定められた手順に従って行うことが必要

必ず動画③をご覧くださいから、行ってください。



もしも困られたら・・・

校内の先生方や管理職、特別支援教育コーディネーター、
教育事務所(担当指導主事・特別支援教育支援専任教員)、
教育委員会、特別支援学校、教育センター にご相談ください。

